

令和2年4月8日

神戸大学大学院保健学研究科
神戸大学医学部保健学科
在校生 各位

保健学研究科長
安田 尚史

緊急事態宣言に伴う保健学研究科・医学部保健学科の運営方針について

COVID-19 感染症拡大が持続するなか、昨日、兵庫県、大阪府を含む7都府県を対象に、緊急事態宣言が発出されました。

神戸大学大学院保健学研究科・医学部保健学科では、当初の方針通り4月6日から遠隔講義による在宅受講を開始し、学生諸君の柔軟な対応によって順調に学修環境が整いつつあるところです。

この度の宣言により、兵庫県、大阪府の在住者には外出自粛が要請され、神戸大学も休業を要請された状況にあります。特措法の性質上これらの要請に強制力はありませんが、保健学研究科・医学部保健学科の基本理念に立脚して学生の健康を重視し、以下の如く安全衛生措置を講じることとしました。

記

1. 保健学研究科、医学部保健学科学生の登校は原則禁止し自宅待機とします。
(教科書販売については大学生協が4月20日からWeb申し込みを行う予定です。)
2. 保健学研究科大学院及び保健学科2～4年次生の授業は遠隔講義を継続して実施します。保健学科1年次生の授業は5月7日から開始します。
3. Web環境が万全でない学生に対しては、講義資料に基づいた課題を与えるなどの工夫により学修機会に不平等が発生しないよう配慮します。
4. 大学院博士課程学生、医学部保健学科4年生の研究活動も、原則禁止します。ただし、実験動物飼育などの不可欠な作業については、指導教員の許可のもと、少人数・短時間作業を前提として学舎への入構を認めます。
5. 4月8日以降、入構はB棟正面玄関のみに限定します。やむを得ず入構する場合は、設置された入構者記録に氏名、入構時間、体温、退出時間、入構理由等を記帳してください。
6. 以上の措置を当面5月6日まで行い、5月7日以降の対応は感染症の伝播状況や社会的要請などを多角的に判断して決定します。